

平成22年度府民公募型安心・安全整備事業について

平成22年9月13日

1 現在の状況

- 提案総数 約1,570件(現在、確定集計作業中)
- 審査済み 500件 うち、採択(実施決定or他事業実施) 385件
- 未審査 約1,070件

(9月10日現在)

2 今後の採択の考え方と対応

(1)分類

審査基準「速効性 (ア)早期対応の必要性」が認められるもので、対応の緊急性に応じ、次の3段階に分類する。

①対応しなければ事故・災害に繋がる恐れの高い箇所(緊急性大)

- ・道路で 事故発生の危険性が高い箇所(例、事故歴あり、ヒヤリ・ハット箇所等)
歩行者の安全に係る箇所(例、歩道段差箇所等)
- ・河川で 災害発生の危険性が大きい箇所(例、近傍に人家等ある洗掘箇所等)
利用者の安全に係る箇所(例、増水時避難階段等)

など

②安全・安心に直接関わる箇所(緊急性中)

- ・道路で直ちに事故発生の危険性は少ないが、なるべく早期に対応すべき箇所
(例、直ちには剥離等の恐れの小さい舗装の補修等)
- ・河川で放置すれば水害の恐れがあり、なるべく早期に対応すべき箇所
(例、直ちには溢水の原因となる恐れの小さい浚渫等)

など

③その他(緊急性小)

(2)分類毎の対応

①に該当 採択(実施決定)

②に該当 採択(実施決定・予算状況により実施)

③に該当 採択(実施決定・後年度実施)

<現行(3分類)>

○採択(実施決定)

○採択(他事業実施)

○不採択

<今後(5分類)>

①採択(実施決定)

②採択(実施決定・予算状況により実施)

③採択(実施決定・後年度実施)

○採択(他事業実施)

○不採択

審査基準ガイドライン

技術審査：行政（市町村も参加）によるチェック

第1段階チェック

- 工事の種別
 - 公共性
 - 工事の規模
- による仕分け

- ①京都府が管理する施設であるか。
国や市町村等の管理施設に関する工事は対象外
- ②安心・安全につながる工事であるか。
利便性向上や環境整備は対象外
- ③公共性のある工事であるか。
特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
- ④単年度で実施できる小規模な工事であるか。
道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事及び建物の新築・大規模な改築工事は対象外
※小規模な工事においては、用地買収を伴うものも対象



- ⑤他の事業で既に着手している又は他の事業の計画区間等に含まれ実施する見込みのある工事は審査委員会に「実施」と報告（審査対象外）

第2段階チェック

- ①公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性
- ②技術上の適合性
- ③速効性

【公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性】

- (ア)公共事業としての必要性はあるか。投資効果は大きいのか。
- (イ)地域づくりや市町村のまちづくりと整合しているか。
- (ウ)地域や市町村等からの要望と整合しているか。

【技術上の適合性】

- (ア)関係法令や構造規準、技術規準と適合しているか。

【速効性】

- (ア)早期対応の必要性はあるか。（緊急性によっては直ちに実施）
- (イ)土地所有者や占有者、周辺住民等との調整に時間が必要か。



審査委員会（公開）：行政＋民間（学識者等）による審査

総合審査

技術審査をもとに総合的に判断

- ◇技術審査結果（第1段階、第2段階チェック）を確認
- ◇提案採択、不採択を判定
- ◇不採択理由の検証

■提案採択後の土地所有者等との調整

提案採択後、地元調整や用地交渉の段階で最終的に土地所有者等の協力が得られないものは、審査委員会にその状況を報告の上、実施不可とする。